

今回のテーマ

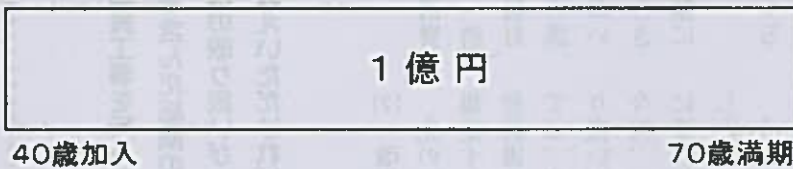
満期間際に、重病にかかったら…



制度のあることをあまり知られていない「保険期間延長(契約内容変更制度)」。
 保険のご加入後にその契約を活用する方法は、残念ながらあまり知られていません。
 今回は、そんな保険期間延長(契約内容変更)の活用方法を考えてみましょう。

1. ご加入の定期保険の満期間際に重病に罹ってしまったら…

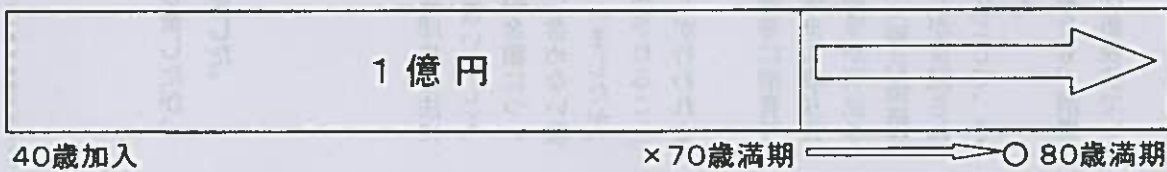
法人契約で役員の方々が多くご加入されている「定期保険」。
 その保険期間内に死亡・高度障害があれば、保険金額を受け取れます。
 しかし、その保険期間内でなければ、保険金を受け取ることはできません。
 そんな定期保険ですが、万一保険期間満了の間際になって、重病に罹ってしまったら…。
 保険期間内に死亡すれば、保険金を受け取れるのですが…。



71歳死亡だと…受け取れません！！

2. そんな時には、どうすればいいのでしょうか??

残念ですが、先行きが長くないと分かっていたからの生命保険への新規加入はできません。
 できることは…今ご加入されている保険の活用なのです。



たとえば、今、ご加入されている「保険の内容変更＝保険期間延長」をすることで、
 近づいてくる大きなリスクに対応できるようになるのではないのでしょうか？

- * 保険会社により取扱が異なりますので、詳しくはご加入の保険会社へお問い合わせください。
 - ・ 保険期間延長そのものを取り扱わない。
 - ・ 保険期間変更の際は、健康状態の告知(診査)が必要になる。
- などのケースがあり、上記の例のように変更できない場合がありますのでご注意ください。

今回は契約内容変更制度「保険期間延長」を取り上げてみました。
 実際にご自身の保険について参考にしてみてください。
 具体的なご相談、シミュレーションに応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 齊藤 直哉